

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第718号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、奈井江町宮村地区の換地処分をした。

平成27年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次 ページ

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	1
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課）	3
○第一種市街地再開発事業の終了の認可……………（建築指導課）	3
○平成28年度、平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………（財務指導課）	3

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	7
----------------------	---

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	8
------------------------	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	9
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	9
○特定調達契約に係る入札の公告……………	10

告 示

北海道告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（妹背牛東地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成27年11月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年11月4日

北海道告示第719号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成27年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 根室市東梅103の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指 定 の 目 的 霧害の防備
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釧路市阿寒町東舌辛31の6・31の10・31の11・31の12、東舌辛東2の1・2の4（以上2字6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第721号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年11月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡羽幌町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡羽幌町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第722号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年11月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 帯広市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第723号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年11月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
苫前町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第724号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成27年11月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成27年10月17日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 風土建株式会社 吉村 幸市
 - (2) 主たる営業所の所在地 旭川市永山4条13丁目2番12号
 - (3) 建設業の許可の番号 (般-24)上第00575号
- 3 処分の内容
 - (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
 - (2) 営業停止の期間 平成27年11月4日から同月10日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第725号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

平成27年11月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 アルファコート恵庭駅西口開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の名称 恵庭駅西口地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成24年12月4日から平成27年8月31日まで
- 4 施行地区 本事業は、恵庭駅西口土地区画整理事業の仮換地5街区（1-2、1-3、1-4、1-5画地）及び恵庭市相生町500番1の一部、505番の一部において実施した。
仮換地5街区（1-1、1-2、1-3、1-4、1-5画地）の所在地は、恵庭市相生町2番1の一部、2番2、3番の一部、4番の一部、5番1、5番2の一部、6番1の一部、6番2の一部、6番3の一部、6番4、6番5の一部、6番6の一部、6番7、6番8の一部、6番9、6番10の一部、6番11、6番12の一部、6番13の一部、7番1、7番2、7番3、8番、9番1、9番2、10番1、10番2、11番1、11番2、12番1、12番2、13番1、13番2、13番13である。

上記の仮換地に対応する従前宅地の所在地は、恵庭市相生町2番1、7番1、10番1、12番1、20番、46番、47番2、58番1、68番4、69番4である。

5 施行認可の年月日 平成24年11月26日

6 終了の認可の年月日 平成27年10月26日

北海道告示第726号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成27年11月4日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成28年度、平成29年度及び平成30年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。)
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	

情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(2) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器

(3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成26年11月1日から平成27年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 平成26年11月1日から平成27年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成26年11月1日から平成27年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成26年11月1日から平成27年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成26年11月1日から平成27年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成27年11月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成26年11月1日から平成27年10月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれか

に該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

平成27年11月10日（火）から同月30日（月）まで

イ 随時の申請をする者

平成28年3月22日（火）から平成30年12月28日（金）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、平成28年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができ、随時の申請により資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先			
	定期申請の場合		随時申請の場合	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課（主たる営業所の所在地が石狩振興局管内にある者については出納局会計管理室調達課）	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課（主たる営業所の所在地が札幌市内にある者については出納局会計管理室調達課）
印刷物の製造				
印章の製造				
物品の賃貸借				
庁舎等清掃	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課（主たる営業所の所在地が石狩振興局管内にある者については総務部総務課）	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備				
庁舎等消防設備保守点検				
ボイラー等運転操作				
情報システムの開発	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林 環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）	水産林務部森林 環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

（注）物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請（主たる営業所が道外又は札幌市内にある場合に限る。）並びに情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、出納局会計管理室調達課（情報システムの開発の資格審査の申請については、総合政策部情報統計局情報政策課）の指示により作成し

た申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harplg.jp/>

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあつては平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、随時申請の場合にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から平成31年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成30年度に平成31年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

の契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年11月4日（水）から同年12月8日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階 講堂（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成27年12月15日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月14日（月）までに必着）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第117号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月4日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
貨物兼乗用自動車の賃貸借（3台分） 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年2月1日から平成33年1月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 5台
イ 予定時期 平成27年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台
イ 予定時期 平成28年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 3 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 15, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than December 14, 2015)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

道立緑ヶ丘病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第33号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年11月4日

北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
医事会計システム及び診断書作成システムを搭載した電子計算機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成27年7月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 富士通リース株式会社
- (2) 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額
643,872円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年5月29日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課
- (2) 所在地 河東郡音更町緑ヶ丘1番地

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年11月4日

北海道教育庁胆振教育局長 三 浦 正 博

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピューター等の賃貸借（北海道追分高等学校ほか1校84台分） 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年10月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日通商事株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区海岸町1丁目14番22号
- 4 落札金額
170,800円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年9月1日付け北海道教育庁胆振教育局告示第36号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁日高教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年11月4日

北海道教育庁日高教育局長 北 村 善 春

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) A重油浦河町（浦河高等学校） 45,400リットル
 - (2) A重油新ひだか町（静内高等学校・静内農業高等学校） 49,400リットル
 - (3) A重油日高町（富川高等学校） 32,000リットル
 - (4) A重油平取町（平取高等学校） 20,700リットル
- 2 落札を決定した日
平成27年10月9日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 株式会社伊藤商会
イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町5番地の28
- (2)ア 氏 名 しずない農業協同組合
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番地の6
- (3)ア 氏 名 有限会社小谷商店
イ 住 所 沙流郡日高町富川東2丁目1番1号
- (4)ア 氏 名 室蘭石油株式会社
イ 住 所 室蘭市中央町4丁目2番2号
- 4 落札金額
 - (1) 53.40円
 - (2) 46.10円
 - (3) 45.50円
 - (4) 51.10円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年8月25日付け北海道教育庁日高教育局告示第20号
- 7 契約に関する事務を担当する組織
 - (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道教育庁上川教育局告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月4日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

- 1 資格及び調達をする物品等の種類
平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
 - (1) 契 約 平成27年11月4日に一般競争入札の公告を行う上川管内道立学校で使用する電力の需給契約

- (2) 資 格 電力の需給契約入札参加資格（以下「資格」という。）
(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
(2) 契約の始期から送電をすることが可能であること。
3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年11月4日（水）から同年12月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月4日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
上川管内道立学校で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
27校 1月当たり2,196kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh時当たりの単価）
27校 年間合計5,404,783kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道教育庁上川教育局告示第55号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 平成27年12月16日（水）午前10時（送付による場合は、同月15日（火）午後4時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（基本料金（契約電力1kW当たりの単価）の

入札金額に1月の予定契約電力、力率及び12月を乗じて得た金額と電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）の入札金額に年間予定使用電力量を乗じて得た金額の合計額が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
ウ 電 話 番 号 0166-46-5862

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kamikawa Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 26,352 kW
b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 5,404,783 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 16, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., December 15, 2015)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

正 誤

○平成27年2月24日（第2660号）

北海道告示第132号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
94 右 8
誤 三笠市役所
正 関係市役所